

## 英語法助動詞の意味論（6）

中野 弘三

### 3. 英語法助動詞の意味分析

#### 3.1. 序論

第2章で述べたように、英語法助動詞の意味特性の第一はその特異な多義性である。法助動詞の特異な多義性とは、法助動詞の表す意味が、一般の語と異なり、認識的法性 (epistemic modality), 義務的法性 (deontic modality), 動的法性 (dynamic modality) という三種の異なる法性にまたがっていること、また別の見方をすると、主語指向的 (subject-oriented), 命題指向的 (proposition-oriented), 話者指向的 (speaker-oriented), 遂行的 (performative) といった異なる機能にまたがっていることである。他方、多義的であるとはいっても、法助動詞の表す複数の意味は、それぞれ、'possibility', 'necessity'といった単一の法概念を共有している。たとえば、can, may, mustが表す各種の意味（法性）は、それぞれ、次の各文のパラフレーズが示すように、そのような法概念をその意味の中核として含んでいる（なお、法助動詞に添えた E, DE, DY の記号は、当の法助動詞が、それぞれ、認識的、義務的、動的用法に用いられていることを示す）。

- (3.1) a. He *can't<sub>E</sub>* be there. (=It is not *possible* that he is there.)
- b. You *can't<sub>E</sub>* go home. (=I *permit* you [=I declare it is *possible* for you] to go home.)
- c. He *can<sub>DY</sub>* speak Spanish. (=To speak Spanish is *possible* to him.)
- (3.2) a. He *may<sub>E</sub>* be there. (=It is *possible* that he is there.)
- b. You *may<sub>E</sub>* go home. (=I *permit* you [=I declare it is *possible* for you] to go home.)
- c. You *may<sub>DY</sub>* lead a horse to water, but you can't make it drink. (=It is *possible* (for you) to lead a horse to water, but....)
- (3.3) a. He *must<sub>E</sub>* be there. (=It is *necessarily* the case that he is there.)
- b. You *must<sub>DE</sub>* stay here. (=I *require* you [=I declare it is *necessary* for you] to stay here.)
- c. It *must<sub>DY</sub>* be done at once. (=It is *necessary* to do it at once.)

個々の法助動詞の各種の意味がこのように中核的意味（以下では、これを「核意味」(core meaning) と呼ぶ）を共有しているとすれば、その各種の意味間の関係は核意味を基礎にして

捉えることができる（すなわち、一つの法助動詞の各種の意味（法性）はその核意味の変種と見なすことができる）。一方、異なった法助動詞間の意味関係も、それぞれの法助動詞が持つ核意味間の関係として捉えることが可能である。たとえば、*may* の持つ核意味 'possibility' と *must* の持つ核意味 'necessity' の間には既述の論理的な関係（否定を介した等値の関係、すなわち *possible*(~*p*) ≡ ~ *necessary*(*p*)）が存在する。このように、個々の法助動詞の多義性、および異なった法助動詞間の意味関係は核意味を基礎にして体系的に説明できると考えられる。本稿の目的は、このような視点から、各法助動詞の核意味を想定することによって個々の法助動詞の多義性と法助動詞間の意味関係を体系的に説明できる分析方法を提示することである。なお、法助動詞の意味特性の中には、既述のように、遂行性や話者指向性といった語用論的特性も含まれている。したがって、法助動詞の意味分析においては語用論的視点からの分析も不可欠である。

### 3. 2. 素性分析

法助動詞の意味特性、法助動詞間の意味関係を体系的に扱う方法として、近年、大別して二つの分析法が提案されている。一つは素性分析（feature analysis）であり、もう一つは核意味分析（core meaning analysis）である。前者は、法助動詞の意味を、設定したいいくつかの弁別的な意味素性によって分析し、個々の法助動詞がどのような素性を含むかによって、それぞれの法助動詞の意味特性や法助動詞間の意味関係を説明しようとするものである。一方、後者の核意味分析とは、各法助動詞固有の核意味を設定し、法助動詞の持つ種々の意味（特性）をその核意味の文脈に依存して生じる変種として説明し、法助動詞間の意味関係をそれぞれの核意味間の関係として捉えようとするものである。因に、本稿は後者の分析法を探る。なぜ後者を選ぶのかその理由を説明するために、まず、素性分析の主旨とその問題点を述べることにしよう。

素性分析の紹介に入る前に、素性分析の主旨の説明やこの分析と核意味分析の比較を容易にするため、分析の対象となる法助動詞の意味についてこれまで述べてきたことをここでまとめてみることにしよう。英語の法助動詞それぞれには、その法助動詞の意味の中核となる核意味が存在し、ほとんどの法助動詞が認識的法性、義務的法性、動的法性の三種類の法性を表す（多義性）。さらに、法助動詞の意味は、「発話の力+命題」という発話の意味構造（→§2.5.）の観点から見た場合、命題にかかる意味と発話の力にかかる意味の二つの種類に分けられる。便宜上、前者を「命題的意味」（propositional meaning）、後者を「発語内的意味」（illocutionary meaning）と呼ぶことにすると、前者の命題的意味は、さらに、命題中に含まれる主語の特性（たとえば、主語の「能力」や「意志」）を述べるもの（主語指向的）と、命題（内容）の実現の必要性／可能性を述べるもの（命題指向的）に分かれる。他方、発語内的意味も、さらに、命題の事実性についての話者の判断を表すもの（話者指向的）と、命題（内

容) の実現の〈要請〉や〈許可〉という発話の力を持つもの(遂行的)に分かれる。このように、法助動詞の意味は、1) 核意味、2) 法性(の種類)、3) 発話の意味構造とのかかわり(命題的意味と発語内的意味の区別)，という三つの側面を持ち、したがって、法助動詞の意味の分析にはこれら三つの側面が考慮に入れられなければならない。

さて、素性分析は Twaddell (1960), Anderson (1971), Marino (1973), Ney (1981) などにおいて採られている分析であるが、その分析法の主旨を、Twaddell, Marino の研究成果を踏まえて最も精密な分析を行なっている Ney (1981) に基づいて述べることにしよう。

Ney は各法助動詞の核意味を表すものとして次のような素性を設定する(各法助動詞の右に掲げた素性がそれである)。

- (3. 4) may(might) : [+PROBABILITY]
- can(could) : [+CAPABILITY]
- shall(should) : [+INTENTION]
- will(would) : [+DETERMINATION]
- must(should) : [+REQUIREMENT]

法性の区別という法助動詞の意味の第二の側面にかかる素性として、Ney は [±CONTINGENCY], [±PRESCRIPTION] というものを設定する。[+CONTINGENCY] と [-CONTINGENCY] の区別は認識的法性とそれ以外の法性(義務的／動的法性)の区別を表す(Ney は後者を「根源的意味」(root meaning) と呼び、義務的法性・動的法性の区別を行なわない)。すなわち、認識的用法の法助動詞は [+CONTINGENCY]、根源的(義務的／動的)用法の法助動詞は [-CONTINGENCY] という素性を含む。Ney は根源的用法をさらに義務的用法と動的用法に分類することはしていないが、実質的にはこの二用法の区別を認めている。この区別にかかるのが [±PRESCRIPTION] である。[+PRESCRIPTION] という素性は、ある人物が他の人物になすべきこと、または、なすことができることを指図する(prescribe)意を表す素性で、Ney は〈要請〉、〈許可〉という発話行為を遂行する遂行的義務的用法の may や must がこの素性を含むものとする。これに対し、動的用法の法助動詞、および認識的用法の法助動詞は(話者が他人になすべきこと／なすことができるなどを指図する意味を表さないの) [-PRESCRIPTION] という素性を含むものとする。したがって、Ney の分析では、認識的用法の法助動詞は [+CONTINGENCY, -PRESCRIPTION]、遂行的義務的用法のそれは [-CONTINGENCY, +PRESCRIPTION]、動的用法のそれは [-CONTINGENCY, -PRESCRIPTION]<sup>1)</sup> という素性を含むとして、三者は区別されることになる。Ney は、以上の素性のほかに、法助動詞を含む文の命題内容の実現について、話者が確信を持つか否かということを表す [±

---

1) Ney の分析では非遂行的義務的用法は認められておらず、この用法は動的用法の一部と見なされているようである。

CERTAINTY] という素性を設定する。たとえば、

(3. 5) a. You *may<sub>DE</sub>* go.

b. She *can<sub>DY</sub>* play the piano.

のような「許可」や「能力」を表す法助動詞を含む文の場合、you-go, she-play-the-piano という命題が表す事態が必ず実現する（起こる）か否かについて話者は確信を持てないので、これらの文の *may<sub>DE</sub>* や *can<sub>DY</sub>* は [−CERTAINTY] という素性を含む。他方、

(3. 6) a. You *must<sub>DE</sub>* go.

b. We *shall<sub>DY</sub>* overcome.

のような「義務」や「決意」を表す法助動詞を含む文においては、命題が表す事態の実現（発生）について話者が確信を持つことができるるので、これらの文の *must<sub>DE</sub>* や *shall<sub>DY</sub>* は [+CERTAINTY] という素性を含む。認識的用法の法助動詞の場合は、Ney は、

(3. 7) a. John *will<sub>E</sub>* come tomorrow.

b. That *must<sub>E</sub>* be his father.

における「未来」を表す *will<sub>E</sub>* および「必然性」を表す *must<sub>E</sub>* は [+CERTAINTY] を含むが、それ以外の認識的法助動詞は [−CERTAINTY] を含むとする。Ney は、このほか、現在形法助動詞と過去形法助動詞の機能を区別するために、前者には [−REMOTE]<sup>2)</sup>、後者には [+REMOTE] という素性を与える。<sup>2)</sup> 過去法助動詞は現実（現在）から離れた（remote）反現実的、ないしは仮定的な（conditional）意を表すからである。なお、Ney は遂行的義務的用法の *must<sub>DE</sub>* と *should<sub>DE</sub>* に対してのみ、「義務を課して、（聴者の）行動を制限する」という特別な機能を果たすところから [+RESTRICTION] という素性を与える。

以上のように素性を設定した上で、Ney は、次に例示するように、法助動詞の意味を素性の束として規定する。

(3. 8)

*may<sub>DE</sub>*

[+PROBABILITY  
−CONTINGENCY  
+PRESCRIPTION  
−CERTAINTY  
−REMOTE]

*could<sub>DY</sub>*

[+CAPABILITY  
−CONTINGENCY  
−PRESCRIPTION  
−CERTAINTY  
+REMOTE]

2) この素性の名称は Joos (1964) から借用したもの。

|                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| <i>must<sub>E</sub></i> | <i>will<sub>DY</sub></i> |
| + REQUIREMENT           | + DETERMINATION          |
| - CONTINGENCY           | - CONTINGENCY            |
| + PRESCRIPTION          | - PRESCRIPTION           |
| + CERTAINTY             | + CERTAINTY              |
| + RESTRICTION           | - REMOTE                 |
| - REMOTE                |                          |

(3.9)

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| <i>may<sub>E</sub></i> | <i>can<sub>E</sub></i> |
| + PROBABILITY          | + CAPABILITY           |
| + CONTINGENCY          | + CONTINGENCY          |
| - PRESCRIPTION         | - PRESCRIPTION         |
| - CERTAINTY            | - CERTAINTY            |
| - REMOTE               | - REMOTE               |

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| <i>must<sub>E</sub></i> | <i>will<sub>E</sub></i> |
| + REQUIREMENT           | + DETERMINATION         |
| + CONTINGENCY           | + CONTINGENCY           |
| + PRESCRIPTION          | - PRESCRIPTION          |
| + CERTAINTY             | + CERTAINTY             |
| - REMOTE                | - REMOTE                |

素性分析の問題点はいろいろあるが、一番大きな問題は法助動詞の意味と発話の意味構造との関係が素性分析では何も明らかにされないことである。法助動詞の意味が、その法助動詞を含む文の発話の意味構造、すなわち、「発話の力+命題」のどちらの部分にかかわるものであるか、という情報は、法助動詞の用法を説明する上で極めて重要であり、法助動詞の意味分析には不可欠の情報である。たとえば、第1章でも述べたように、認識的用法の *may<sub>E</sub>* と *can<sub>E</sub>* の間には、疑問文中での使用可能性や否定に関して明確な相違がある。

(3.10) a. \**May<sub>E</sub>* it be true?b. *Can<sub>E</sub>* it be true?(3.11) a. John *may<sub>E</sub>* not be at home. [命題否定]b. John *can't<sub>E</sub>* be at home. [法性否定]

*can<sub>E</sub>* が疑問文で用い得るのに対し、*may<sub>E</sub>* がそうでないことは、(3.9) に示した Ney の素性分析に見るように [+CAPABILITY] と [+PROBABILITY] という *can<sub>E</sub>* と *may<sub>E</sub>* が持つ核意味

素性の相違のみによって説明できるものでは到底ない（Ney の与える *can<sub>E</sub>* と *may<sub>E</sub>* の素性分析においては、今述べた核意味素性以外両者は同一の意味素性を含むとされている）。[+PROBABILITY] という意味素性を含むこと自体が疑問文中で用い得ない根本的理由であるとすれば、この素性を含むと分析されるはずの ‘it is probable/possible that...’ のような表現は疑問文中では用い得ないはずである。しかし、*Is it probable/possible that he will come?* という疑問文は非文ではない。*may<sub>E</sub>* が疑問文中で用い得ないのは、それが含む核意味素性に原因があるのではなく、*may<sub>E</sub>* の意味が、疑問文の持つ発話の力〈質問〉と相容れない発話の力〈陳述〉と密接なかかわりを持つから、すなわち、§2.5. で述べたように、*may<sub>E</sub>* の意味は〈陳述〉の命題態度を修飾するものであるからである。それに対し、*can<sub>E</sub>* の意味は命題部分に含まれる意味であるため、疑問文の発話の力〈質問〉と両立可能であり、したがって疑問文中で用い得る。（3.11）に示したように、否定辞を伴う場合、*may<sub>E</sub>* は命題否定となり、*can<sub>E</sub>* は法性否定となるという事実も、否定辞は発話の力にかかる要素を否定できないが、命題の内容を成す要素は否定できるという否定の一般原則によって説明されるべきものである。素性分析のように、法助動詞そのものの意味特性のみを素性で示すだけで、法助動詞の意味とそれを含む文の発話の意味構造の関係について何も述べない分析は、法助動詞の意味用法を説明する上で重要な、発話の力、否定などの文中の他の意味要素とのかかわりを的確に捉えることができない。

義務的用法、動的用法の法助動詞の場合も同様で、発話の意味構造との関係を取り扱えない素性分析は適切な分析が行なえない。たとえば、[+PRESCRIPTION] という素性は、権限を持った者、すなわち、義務の源が命題の表す行為を行なうよう指図する意を表すもので、義務的法性の特徴を表すものとして設定された素性であるが、この素性においては、義務の源が話者であるのか、話者以外の者であるのか明らかでない。義務的法性の特性が、Ney が主張するように、「指図をする」（prescribe）ということであれば、指図をする者は話者と限定されるわけではない。たとえば、

(3.12) You *can't<sub>DE</sub>* smoke here.

においては、*can't<sub>DE</sub>* は「タバコを吸ってはいけない」という指図を表すが、文脈によってこの場合の指図を行なう主体（義務の源）は話者であるとも、話者以外のものであるとも解釈できる。前者の場合はこの文は〈不許可〉という発話行為を遂行するのに対し、後者の場合は喫煙が許可されていないことを〈陳述〉するに留まる。義務的用法の法助動詞が表すこのような遂行的義務的法性と非遂行的法性の区別は、この用法の法助動詞の意味が発話の意味構造の発話の力にかかるか、命題部分にかかるかの区別に由来するものであるが、素性分析で設定される [+PRESCRIPTION] という素性のみではこの重要な区別を適切に説明し得ない。

[−CONTINGENCY, −PRESCRIPTION] という素性を含む法助動詞は Ney の分析では動的用法の法助動詞ということになるが、この場合も発話の意味構造との関係を考慮しない素性分析は、動的用法の下位区分を成す主語指向的動的用法と中立的（命題指向的）動的用法の区

別を適切に説明できない。この二用法の区別は、次の（3.13）におけるように、法助動詞の意味が文の主語の特性を述べるものであるか、（3.14）におけるように、それが命題の表す事態について述べるものであるかの区別である。

(3.13) a. She *can*<sub>dy</sub> play the piano. [主語の能力]

b. He *will*<sub>dy</sub> have his own way. [主語の意志]

(3.14) a. There *can*<sub>dy</sub> be no question about it. [命題が表す事態の存在の不可能性]

b. It *must*<sub>or</sub> be made clear. [命題が表す事態の実現の必要性]

この二用法の区別は法助動詞の意味と命題部分の意味構造の関係を捉えることによってはじめて的確に説明できるものである。なお、素性分析派の中にも Anderson(1971)のように主語指向的用法の法助動詞に [-external]、主語指向的用法以外の用法の法助動詞に [+external] という素性を与えて区別する分析もある。しかし、[+external] という素性は認識的用法、義務的用法、動的用法にまたがる特性を表すことになり、[+external] と [-external] のいずれの素性を含むかということだけでは、動的用法のうちの主語指向的用法と中立的用法の区別を表示し得ない。これらの素性に加えて、さらに発話の意味構造への言及が必要となり、これらの素性を設定することによって、素性分析の問題を解決できることにならない。

### 3.3. 核意味分析

前節で素性分析の分析法を概説し、その問題点を指摘したが、法助動詞の意味特性と意味関係を体系的に分析するもう一つの分析法として核意味分析がある。核意味分析とは、各法助動詞に固有の基本的意味、すなわち、核意味を設定し、法助動詞の表す種々の意味（特性）を核意味と文脈的要因の相互作用によって生じるものと見なし、法助動詞間の意味関係をそれぞれの核意味間の関係として捉えようとするものである。

核意味分析を分析手段として採用する研究者は Ehrman(1966a, b) にはじまり、Boyd and Thorne(1969), Antinucci and Parisi(1971, 1976), Calbert(1971), Bolin(1975), Kratzer(1977), Perkins(1982, 1983), Tregidgo(1982), Nakano(1982, 1983)など、かなりの数にのぼる。<sup>3)</sup> Ehrman(1966a, b) は核意味分析の先駆をなすものであり、ここで主張されていることが核意味分析の基本をなすと思われる。Ehrman は各法助動詞に対し「基本的意味」(basic meaning) と

3) 「核意味分析」(core meaning analysis) という名称がこれらすべて論文で用いられているわけではない。「核意味」(core meaning) という名称を実際に用いたのは Perkins(1982, 1983) である。「核意味」という名称より、同じ概念を「基本的意味」(basic meaning) と呼ぶ人のほうが多いようである。しかし、「核意味」という名称のほうが簡潔であり、分析の名称としても「核意味分析」のほうが適切であるので本稿ではこの名称を用いる。本稿で核意味分析というのは、「核意味」という名称を用いる、用いないにかかわらず、法助動詞の意味分析に際して基本的意味（すなわち、核意味）を設定し、法助動詞の表す種々の意味をその基本的意味と文脈的要因の相互作用によって生じるものと見なす分析法を指す。

呼ぶ核意味を設定し、これを法助動詞の「意味的最小公分母」(the semantic lowest common denominator)と特徴づける。Ehrmanによると、一つの法助動詞の基本的意味はいわば最小公分母としてその法助動詞が用いられるすべての場合に当てはまる最も一般的な意味であるのに対し、法助動詞が用いられる個々の場合には、さらに、「付帯的意味」(overtone)がその法助動詞に付け加わる。付帯的意味とは、基本的意味から派生するものであるが、それに何かを付け加える補足的な(subsidiary)意味であり、そしてこの付帯的意味の内容は法助動詞が用いられる文脈(context)の諸々の要素によって決定される。たとえば、Ehrman(1966a, p.57)の述べる *can* の基本的意味は次のようにある。

- (3.15) *can*: nothing in the surrounding circumstances prevents the predication (周りの状況に叙述内容の発生を妨げるものが何もない)

この基本的意味においては、叙述内容の発生を妨げるものが何も存在しない周りの状況はどのような状況か特定化されていないが、実際に *can* が用いられる文脈においてはその状況が特定化され、そこから付帯的意味が生じる。たとえば、

- (3.16) Martin and Stendler present evidence that infants and very young children *can* and do solve many problems at a relatively simple perceptual level ... — [Ehrman 1966a]  
(マーチンとステンドラーは、幼児や小児は比較的単純な知覚のレベルで多くの問題を解決できるし、また実際に解決するという証拠を提示している)

という文脈では、叙述内容の発生（「…のレベルで多くの問題を解決すること」）を妨げるような欠陥が(*can*を含む節の)主語にないという含意が存在するところから、主語に叙述内容の発生を可能にする「能力」が存在するという付帯的意味が生じる。また、

- (3.17) Even though this is my rock, you *can* use it sometimes. — [Ehrman 1966a] (これは私の搖りいすですが、時々使ってもよろしい)

においては、叙述内容の発生を妨げる気持(意図)が話者にないことが含意され、そこから「許可」の付帯的意味が生じる。また、

- (3.18) A dark bathroom *can* be pretty scary... — [Ehrman 1966a] (暗い便所は大変こわいことがある)

においては、ある条件が整うと主語が述部で述べられる性質を帯びることを妨げるものが何もないことを文脈が含意し、「条件性」(conditionality)という付帯的意味が基本的意味に付け加わるという。

Ehrmanの主張は、各法助動詞の意味の種類は基本的意味(核意味)の文脈的変種であるということで、核意味分析の基本的な考え方を代表するものであるが、上の概説からも明らかと思われるが、基本的意味に、文脈に依存してどのような付帯的意味が付け加わるかを明示的に示す手段がEhrmanの分析には全く含まれていない。法助動詞の意味の多様性、すなわち、その多義性を核意味分析の主張に従い、より明示的に、的確に説明するためには、多義性を生

み出す文脈的要因を抽出、整理して、核意味と文脈の関係をより明示的に扱えるような分析法を探る必要がある。多義性を生み出す文脈的要因を明示的に分析しているとは言い難いが、かなり具体的にそれに言及した核意味分析を行なっているものに Tregidgo(1982) がある。この論文はすでに§1.2.4. で紹介したので、ここでは詳しくは述べないが、その主旨は次のようである。Tregidgo は、たとえば must に対して、

$$(3.19) \text{ a } must \text{ b} = X \text{ DEMAND } Y - Y \left\{ \begin{array}{l} \text{CAUSE} \\ \text{STATE} \end{array} \right. - ab$$

という核意味を設定する。Tregidgo の分析で注目すべきは、核意味中に X, Y という変項を設け、文脈に応じて変項の値に変化が生じるところから法助動詞の多義性が生じるとする点である。Tregidgo は (3.19) の X を「義務の源」と呼び、Y を義務の遂行者とするが、義務の源が話者である場合が must の表す義務的法性の典型、すなわち、遂行的義務的法性であり、義務の源が当局、緊急事態、先生、規則、法律などに変化するにつれて must の意味は非遂行的義務的法性から動的法性へ、さらに、義務の源が自然、神の摂理、社会的法則、物理的法則、一般的情况と変化するにつれて must の意味は認識的法性へと変化する、と説明する。

Tregidgo(1982) は核意味の中に変項を設定して核意味と文脈とのかかわりを Ehrman の分析よりも明確にしているが、文脈的要因の分析や、それと法助動詞の表す意味との関係を十分に行なっているとは言い難い。これに対し、Perkins(1982, 1983) は文脈的要因と法助動詞の表す意味の関係を Tregidgo よりもう少し明示的に分析している。Perkins の分析は Miller(1978) の意味分析にヒントを得たものであるが、その分析の特徴は核意味に関する文脈的要因の分析にある。Perkins は法助動詞の多義性を生み出す文脈的要因に二種類を認める。Perkins は、法助動詞の意味には、命題内容が事実である（を実現する）「可能性／必然性（必要性）」を話者に直接的に認識させる具体的な状況や証拠などと、そのような認識を話者に可能にする知識または信念の体系という二つの種類の文脈的要因が関与すると考える。具体的に言うと、たとえば can の意味を Perkins(1982, p. 252) は次のような公式で表す。

(3.20) K (C does not preclude that e occur)

where :

- (i) K=natural laws
- (ii) C=empirical circumstances
- (iii) e = an event
- (iv) K (x)=x is the case relative to K

Perkins の示す can の核意味の内容は、ここに見るように、(3.15) に示した Ehrman の can の基本的意味の内容とはほぼ同じである。相違は K, C という文脈的要因の関与を示す変項が含まれている点である。K は話者に核意味の内容 (C does not preclude that e occur) が事実であると判断させる自然法則についての知識であり、C は話者が直接的に経験する何らかの状況

である。たとえば、

(3.21) John *can* swim.

の *can* の意味が (3.20) の核意味からどのように派生するかというと、この文の話者が John が実際に泳ぐのを目撃したとか、John が泳ぐことができるという話を聞いたとか、いったことを含めた諸々の経験を持つとすると、それが C に該当し、このような場合、自然法則 (K) に照らすと、これら諸々の経験のどれも「John が泳ぐ」という事態の発生を妨げない（と判断される）というのが、(3.20) から派生する (3.21) の *can* の意味である。Perkins によると、(3.20) は動的用法の *can* の意味を生み出す核意味構造であり、一方、義務的法性や認識的法性を表す *must* と *may* の核意味構造は次のように表される。

(3.22) MUST : K (C entails X)

(3.23) MAY : K (C does not preclude X)

where :

- (i) K=social laws/rational laws (typically)
- (ii) C=deontic source/evidence (typically)
- (iii) X=the occurrence of e/the truth of p

(Perkins 1982, p. 255)

Perkins によると、次例におけるように *must* や *may* が義務的法性を表すという解釈は、(3.22) や (3.23) において K=社会法則 (social laws) (法律、道徳律その他), C=義務の源 (deontic source), X=出来事 e の発生、の場合に生じるという。

(3.24) a. You *must* do as you're told. (言われた通りにしなければいけない)

b. You *may* leave the table when everyone has finished. (皆が食べ終わったらテーブルを離れてよろしい)

他方、次例のように *must* や *may* が認識的法性を表すのは、(3.22) や (3.23) において K=論理法則 (rational laws), C=証拠 (evidence), X=命題の事実性である場合である。

(3.25) a. They *must* have used their pass keys to get in. (彼らは入るのに合いかけを失ったにちがいない)

b. This *may* be the last cigarette I smoke. (これは私が吸う最後のたばこかもしれない)

*must* や *may* が義務的法性を表すのは Perkins の分析では社会法則が支配する世界、すなわち、法律、道徳律、規則、掟など、複数の人間が構成するグループ内の規律や約束事が表す当為の世界においてである。したがって、このような当為の世界で義務の源（たとえば話者）が (3.24a) を発話すると、それは「言われた通りのことをする」という出来事が生じなければならないことを含意する。これが K=社会法則である場合の 'K (C entails X)' の意味であり、義務的用法の *must* の意味である。同様に、義務の源である話者が (3.24b) を発したとする

と、その発話は「皆が食べ終わってからテーブルを離れる」という出来事の発生を妨げない（C does not preclude X）ことを意味し、当為の世界の中ではこのことは当の出来事が発生してもよいという「許可」の意となり、これが義務的用法の may の意味である。一方、論理法則が働く世界で（K = rational laws），C = 証拠，X = 命題の事実性である場合には、（3.22）の核意味は「何らかの証拠が命題が事実であることを論理的に含意する（entail）」、すなわち、「（ある証拠から推論して）命題の内容は事実にちがいない」意を表すことになり、これが認識的用法の must の意である。同様に、K = 論理法則，C = 証拠，X = 命題の事実性である場合には、（3.23）の核意味は「何らかの証拠が命題が事実であることを論理的に排除しない」、すなわち、「（ある証拠から推論して）命題の内容が事実である可能性がある」意を表すことになり、これが認識的用法の may の意である。

Perkins の分析の特色は、K，C という文脈的変項と X という命題の型にかかる変項の値の如何によって法助動詞の表す法性の種類が決まるとする考え方である。Perkins の主張によると、法助動詞の表す三種の法性は核意味の変項 K，C，X の値の組み合せが次のような場合に生じる。

（3.26） 〈認識的法性〉

K=rational laws

C=evidence

X=the truth of  $p$

〈義務的法性〉

K=social laws

C=deontic source

X=the occurrence of  $e$

〈動的法性〉

K=natural laws

C=empirical circumstances

X=the occurrence of  $e$

（3.20），（3.22），（3.23）に示した can，must，may の核意味の K，C，X の値はこれらの組み合せの一部で、三種の法性を表す can，must，may の変項は当然ここに示した三つの組み合せの値を取り得る。

Perkins の分析の長所は、法助動詞の意味に関する文脈的要因をきめ細かく分析し、法助動詞の多義性の源となる核意味と文脈との関係を他の分析より明示的に示している点、文脈的要因の中に場面的（situational）なもの（K，C）だけでなく、proposition ( $p$ ) か event ( $e$ ) という命題の型がその値となる変項（X）を含めている点である。一方、問題点もいくつかある。

---

4) 命題の型を変項の値とする考え方は法助動詞の核意味分析において重要な考え方であり、本稿の分析においてもこの考え方を（さらに改良を加えて）取り入れる。

Perkins の分析の一番の問題点は、素性分析の場合と同様、法助動詞の意味と発話の意味構造との関係についての考察を含んでいない点である。そのため、Perkins の分析は、本稿でこれまで述べてきた主観的対客観的認識的法性の区別、遂行的対非遂行的義務的法性の区別、主語指向的対中立的動的法性の区別、そのほか話者指向性、命題指向性といった法助動詞の重要な意味特性を適切に説明できない。たとえば、Perkins の分析では *can* と *may* は同一の核意味を持つとされ、これらが認識的用法に用いられる文脈的条件も同じである ( $K = \text{論理的法則}$ ,  $C = \text{証拠}$ ,  $X = \text{命題の事実性}$ ) ことになる。ところが、実際には認識的用法の *can* は疑問文で用いられ、否定辞を伴う際には法性否定となるのに対し、認識的用法の *may* は疑問文中では用いることができず、否定辞を伴う際には法性否定でなく、命題否定となる、という相違が両法助動詞の間に存在する。

- (3.27) a. *Can<sub>E</sub>* that be his wife?
- b. \**May<sub>E</sub>* that be his wife?
- (3.28) a. It *can't<sub>E</sub>* be raining. [法性否定]
- b. It *may<sub>E</sub>* not be raining. [命題否定]

Perkins 分析では法助動詞が認識的用法に用いられる文脈的条件は示されるものの、法助動詞の意味と法助動詞を含む文の発話の意味構造との関係に言及してはじめて適切に扱うことのできる上述の *can* と *may* の用法上の相違は、説明できない。また、Perkins の分析では次の (3.29) に見るような主語指向的動的用法の *can* と中立的（命題指向的）動的動的用法の *can* の区別は、前者の意味は *can* の核意味の  $C$  の値が主語に内在するもの（たとえば、その知識）、後者の意味はその値が（主語の外にある）なんらかの状況であるとして、 $C$  の値の相違に由来すると述べるに留まることになろう。

- (3.29) a. John *can't<sub>DY</sub>* speak Japanese.
- b. It *can't<sub>DY</sub>* be helped.

しかし、§2.3. で述べたように、後者の中立的（命題指向的）な法助動詞には、主語指向的法助動詞にはない特性、すなわち、i) 形式主語を取り得る、ii) 態中立的（voice-neutral）である、という二つの統語的特性を持つ。文の発話の意味構造の中での法助動詞の機能という観点からの考察を含まない Perkins の分析では、中立的（命題指向的）法助動詞がなぜこのような統語的特性を持つのか全く説明不可能である。さらに、法助動詞の意味と発話の意味構造の関係（すなわち、発話の場との関係）を考慮しない分析では、義務的用法の場合、義務の源が話者である場合になぜ遂行的となるのか、また義務的用法の法助動詞を次のように疑問文中で用いた場合に義務の源はなぜ義務の源が聴者となるのか説明できない。

- (3.30) { *May<sub>DE</sub>* } *Must<sub>DE</sub>* I go?

Perkins の与える (3.22), (3.23) の核意味はこの事実を説明できる内容となっていない。

### 3.4. 本稿の分析

#### 3.4.1. 序論

法助動詞の意味分析にあたって本稿が採る分析法は基本的にはこれまで述べてきた核意味分析である。核意味分析を採用する第一の理由は、これまでにも述べたように、法助動詞の多義性や意味特性を体系的に説明するのに最も適した分析法と思われるからである。法助動詞が表す各種の法性は、それぞれ別個に独立したものではなく、基本的意味（核意味）の文脈的変種であると考えるほうが妥当であることは、核意味分析派の研究者がこれまでに発表した文献において十分に証明されていると思われる。さらに、本稿では後の節で、法助動詞の多義性と同じ性質の多義性が他の語彙項目にも認められることから、法助動詞の多義性を説明する核意味分析の分析法が他の語彙項目へ拡大できる可能性を示し、核意味分析の妥当性を補強する。

本稿は、今まで述べたように、核意味分析の分析法を探るが、前節でこれまでの研究を批判した際に述べたように、法助動詞の意味用法の分析には法助動詞の意味とそれを含む文の発話の意味構造との関係（あるいは、文が発せられる発話の場との関係）への考慮が不可欠である。したがって、本稿の分析は核意味と発話の意味構造を有機的に結びつけた内容のものとなることを目指す。

そこで、まず、本稿の分析の基本的な考え方を述べておきたい。核意味と発話の意味構造を結びつけた法助動詞の意味分析は、筆者はすでに Nakano (1982) で試みているが、本稿で提示する分析はそれを修正、改良したものである。Nakano (1982) で示した法助動詞の核意味は、独自の目的で想定されたものであるが、偶然にも同年に発表された Tregidgo (1982) で提案された核意味と内容が極めて類似している。本稿で想定する核意味も、基本的にはこれまでに提案されたものと変わらない。しかし、核意味と発話の意味構造の関係については新しい考え方を提示することになる。

法助動詞の多義性は核意味と文脈的要因の相互作用から生じるという核意味の基本的考え方を本稿も踏襲するが、法助動詞の意味とそれを含む文が持つ発話の力と命題（発話の意味構造）の関係を重視する本稿の分析においては、文脈的要因についての考え方方が一部従来の核意味分析の考え方と異なる。具体的に言うと、核意味に関する文脈的要因として Perkins の想定する K(信念、知識の体系)、C(具体的な状況、証拠、義務の源)、X(命題の種類) に対応する三種のものを本稿でも想定するが、核意味から派生する法助動詞の意味の決定に余剰的な役割しか果たさない K という要因を廃して、別の考え方を探るということである。

すでにたびたび述べたように、法助動詞の意味分析が明らかにしなければならないことは、それがどのような核意味を持ち、どのような種類の法性を表し、また、その核意味が（法助動詞を含む文の）発話の意味構造とどのようにかかわっているか、ということである。本稿の法助動詞の核意味分析の方針を大まかに述べると次のようである。たとえば、

(3.31) John may go.

という文の *may* は i) 「ジョンは行く かも知れない」(認識的法性), ii) 「ジョンは行ってよろしい」(義務的法性) の二通りの解釈ができる。今かりに *may* の核意味を 'C does not preclude X' とし, C と X は, それぞれ, Perkins の分析で用いられている変項と同種の変項であるとする。(3.31) の文の二つの解釈は, 変項 C と X が次に示すような値をとった場合に生じるものと考えられる。

(3.32) i) [<sub>C</sub>Evidence] does not preclude [<sub>X</sub>the truth of John-go] (logically). [認識的法性]  
ii) [<sub>C</sub>Speaker's authority] does not preclude [<sub>X</sub>the occurrence of John-go] (morally,  
legally, etc.) [義務的法性]

ここで「C が X を論理的に (logically) 排除しない」, 「C が X を道徳的 (法律的...) に (morally, legally, etc.) 排除しない」というふうに副詞で示した意味は, それぞれ, 認識的法性, 義務的法性に含まれる意味であり, 実はこの意味が Perkins が設定する変項 K の表す意味と考えられる。しかし, この意味は核意味に含まれる変項 C と X の関係, およびすぐ後で述べる発話行為に関する文脈から必然的に含意され, 余剰的と考えられるため, (3.32) では ( ) でかこんで示したのである。本稿では, Perkins の分析の K という文脈的要因に代わり, 核意味が特定の意味を生み出す際の背景となる文脈を発話の場と考える。正確に言うと, 法助動詞を含む文が何らかの発話行為を遂行する場である。法助動詞を含む平叙文, たとえば (3.31) のような文, が (間接的発話行為としてではなく) 直接的に遂行する発話行為は, § 2.5. でも述べたように, 陳述表示型または行為指導型である。まず, 法助動詞を含む文が陳述表示型の発話行為を遂行する場合を見て見よう。陳述表示型の発話行為というのは § 2.5. で次のように定義した。

(3.33) 話者が発話の命題内容が真であるという「信念」を持ち, 聴者にその「信念」を伝達し, 命題内容が真であることを知らせることを発話の目的とするもの。

文が発せられ, 何らかの発話行為が遂行される場には, 当然のことながら, 話者と聴者がいる。陳述表示型の発話行為が遂行される場というのは, 話者と聴者がいて, その二者が意思伝達上

5) 文が発せられて直接的に遂行される直接的発話行為とは, その文の型 (平叙文, 疑問文, 命令文のいずれの形式であるかということ) や文に含まれる遂行表現 (遂行動詞など) に固有の (本来的な) 発話行為が遂行された場合をいう。たとえば, 平叙文に固有な (平叙文が本来的に遂行する) 発話行為は <陳述> であるので, (3.31) の *may* が遂行表現でない認識的用法の場合, この文が直接的に遂行する発話行為は陳述表示型の <陳述> である。他方, *may* が義務的用法の場合はそれが <許可> という発話行為を遂行する遂行表現であるので, この場合に (3.31) が直接的に遂行する発話行為は, この遂行表現固有の <許可> という行為指導型の発話行為である。なお, ある文の発話がその文の型やそれに含まれる遂行表現に固有の (本来的な) 発話行為以外の発話行為を遂行する場合, その発話行為を間接的発話行為という。間接的発話行為について詳しくは Searle(1975), Van der Auwera(1980) を参照。

(3.33) に示した関係にある場ということになる。本稿では、法助動詞の核意味が特定の意味（法性）を生み出す際の背景を成すのはこのような性質の発話の場であると考える。このような陳述表示型の発話行為が遂行される場で 'C does not preclude X' という核意味をもつ may を含む文が発せられた場合を考えて見よう。（なお、ある発話の場で文脈的要因と核意味の相互作用で法助動詞の特定の意味が生み出されるというのは、現実には、聴者が発話の場・文脈的要因・核意味という三者の相関関係から特定の意味を割出すことであると本稿では考える。）may を含む文が次のような談話の一部として発せられたとしよう。

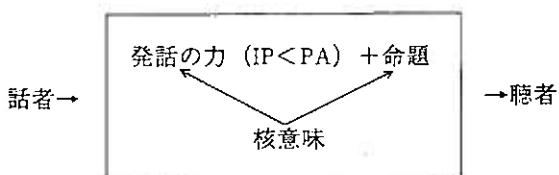
(3.34) A : What do you think that noise is ?

B : That *may* be our cat.

質問に対する返答である話者 B の発話は陳述表示型の行為であり、話者 A の質問が「あの物音は何だと思うか」というものであるから、話者 B の返答は、会話の協調の原理（Cooperative Principle<sup>6)</sup>）を守る限り、「その物音は…である」という内容の命題の事実性（真であること）を陳述するものでなければならない。may を含む話者 B の発話のこの場合の意味は、'[<sub>C</sub> Evidence] does not preclude the truth of *that-be-our-cat*' という内容となるはずである。陳述表示型の発話行為が遂行される場の特徴は、(3.33) に示したように、話者が命題内容が真であるという信念（belief）を持ち、その信念を聴者に伝えようとする意図（発話の目的）を持つことである。このような場合、問題は聴者が 'C does not preclude X' という核意味をどのように解釈するかである。一般に文を発して話者から聴者に伝えられる情報は、発話行為という側面から見ると、発話の力と命題内容であるので、法助動詞を含む文が発せられた場合の情報は、次に示すように、法助動詞の核意味が発話の力と命題内容のどちらかにかかるかによって聴者には二通りの解釈が可能となる。

(3.35)

### 文の発話



(注) IP = 発話の目的

PA = 命題態度

(3.34) の対話においても、話者 B の返答に含まれる may の核意味は、上の (3.35) に示した考え方従えば、陳述表示型発話行為を遂行する発話の「発話の力」と「命題」のいずれにかかるとも解釈されることになる。(3.34) の話者 B の発話で、may の核意味が発話の

6) 会話は話者、聴者の目的を持った協調的な行動で、その目的に沿って協調的に行なわれるものであるとする Grice (1975) 提唱の原理。詳しくは同論文参照。

力にかかわるというのは、§2.5.で述べたように、話者の信念を修飾するという機能を果たす場合である。この場合、話者Bの発話は、「あれはうちの猫である」という命題が真である可能性がある（証拠が真であることを排除しない）という話者の信念（命題態度）と共に命題を主張した意味となり、この意味は‘Possibly, that is our cat.’とパラフレーズできる。一方、核意味が命題にかかわる、すなわち、命題の一部を成すと解釈された場合には、(3.34)の話者Bの発話は「あれはうちの猫である可能性がある（証拠がそのことの事実性を排除しない）」という命題を主張する意味となり、この意味は‘It is possible that that is our cat,’とパラフレーズできる。話者Bの発話の意味構造とmayの核意味との関係から生じるこれら二つの解釈のうち、前者は§1.1.3.2.で述べた主観的認識的法性を表すものとしての解釈であり、後者は客観的認識的法性を表すものとしての解釈である。(3.34)におけるように、「あの物音は何だと思うか」という問い合わせに対する答えとして発せられる文脈においては、その物音が猫である可能性を主張しているという後者の解釈より、「恐らくはその物音は猫だろう」という前者の主観的推量を表すとする解釈のほうが自然であろう。

以上のように、法助動詞の意味分析に核意味分析を採用する本稿では、核意味に関する文脈的要因として、i) 証拠、状況、義務の源（法律、道徳、規則等）など核意味に作用して多様な意味（法性）を派生させる言語外的要因、ii) 命題の種類（事実性が問題となる命題、実現されることが話者（聴者）によって要求されている命題、といった種類）、iii) 法助動詞を含む文の発話の場（発話の意味構造）、という三つの要素を想定する。以下の節では、英語の法助動詞の意味分析には、これら三種の文脈的要因のそれぞれに具体的にどのような内容のものを想定しなければならないか検討することにする。ただし、これら三種の文脈的要因の検討を行なうといっても、文脈的要因はあくまで核意味との関係において検討されるべき性質のものであるので、文脈的要因に先立って、まず、法助動詞の核意味の考察を行なう必要がある。次の§3.4.2.でそれを行い、その後で文脈的要因の考察に移る。（未完）

#### References

- Anderson, J. (1971) "Some Proposals Concerning the Modal Verb in English". In A. J. Aitken, et al. (eds.) (1971) *Edinburgh Studies in English and Scots*. London & New York : Longman, pp. 69–120.
- Antinucci, F. and D. Parisi (1971) "On English Modal Verbs". *Papers from the Seventh Regional Meeting*, pp. 28–39. Chicago : Chicago Linguistic Society.
- Borin, D. L. (1975) "A Tentative Conditional Hypothetical Approach to Modals, Maybe". *MSU Working Papers in Language and Linguistics* No. 1. pp. 106–127.
- Boyd, J. and J. P. Thorne (1969) "The Deep Grammar of Modal Verbs". *Journal of Linguistics* 5, pp. 57–74.
- Calbert, J. (1971) "Modality and Case Grammar". *Ohio State University Working Papers in Linguistics* 10, pp. 85–132.
- Erbman, M. (1966 a) "The Meaning of the Modals in Present-Day American English". *Linguistics* 28, pp. 46–58.

- \_\_\_\_ (1966 b) *The Meanings of the Modals in Present-Day American English*. The Hague : Mouton.
- Grice, H. P. (1975) "Logic and Conversation". In P. Cole and J. L. Morgan (eds.) (1975) *Syntax and Semantics* 3. New York : Academic Press, pp. 41—58.
- Joos, M. (1964) *The English Verb*. Madison : The University of Wisconsin Press.
- Kratzer, A. (1977) "What 'Must' and 'Can' Must and Can Mean". *Linguistics and Philosophy* 1, pp. 337—355.
- Marino, M. (1973) "A Feature Analysis of the Modal System of English". *Lingua* 32, pp. 597—601.
- Miller, G. A. (1978) "Semantic Relations among Words". In M. Halle, et al. (eds.) (1978) *Linguistic Theory and Psychological Reality*. Cambridge, Mass. : MIT Press, pp. 60—118.
- Nakano, H. (1982) "An Approach to the Semantic Developments of *Can* and *May*". In H. Nakano, et al. (eds.) (1982) *Studies in Linguistic Change in Honour of K. Araki*. Tokyo : Kenkyusha, pp. 271—303.
- \_\_\_\_ (1983) "On the Core Meaning of *Will*". *Linguistics and Philology* 4, pp. 1—27.
- Ney, J. W. (1981) *Semantic Structures for the Syntax of Complements and Auxiliaries in English*. The Hague : Mouton.
- Parisi, D. and F. Autinucci (1976) *Essentials of Grammar*. New York : Academic Press.
- Perkins, M. R. (1982) "The Core Meanings of the English Modals". *Journal of Linguistics* 18, 245—273.
- \_\_\_\_ (1983) *Modal Expressions in English*. London : Frances Pinter.
- Searle, J. R. (1975) "Indirect Speech Acts". In P. Cole and J. L. Morgan (eds.) (1975) *Syntax and Semantics* 3. New York : Academic Press, pp. 59—82.
- Tregidgo, P. S. (1982) "Must and May : Demand and Permission". *Lingua* 56, pp. 75—92.
- Twaddell, W. F. (1960) *The English Verb Auxiliaries*. Providence, R. I. : Brown University Press.
- Van der Auwera, J. (1980) *Indirect Speech Acts Revisited*. Reproduced by the Indiana University Linguistics Club.